

【支給対象事業者(みなし法人の場合)】

次に該当する方が対象となります。

- ・収益事業を行う人格のない社団等(法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等。いわゆる「みなし法人」)であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月の同月比で30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する者。

※売上減少率の確認においては、国の事業復活支援金の要件に準ずる。

例)

2020年11月の売上高 **35万円**

売上減少率 57%

35万円-15万円=20万円

20万円 ÷ 35万円 = 57%

2021年11月の売上高 **15万円**

必要書類

①	滋賀県事業継続支援金(第4期)給付申請兼請求書	○
②	営業活動を証する書類 【例】定款・確定申告書(個人事業主の場合)等	○
③	本人確認書類(団体規約等)	○
④	2018年から2021年の間で、売上を比較する月を含む年の確定申告書類の控え(收受日付印の付いたもの)	○
⑤	売上台帳 ・2021年11月～2022年3月までの対象月分 ・2018年11月～2021年3月までの比較月分	対象月分 1部 比較月分 1部
⑥	役員名簿	○
⑦	口座振込依頼書	○
⑧	振込先口座の通帳の写し(または画像) (通帳を開いた1・2ページ目)	○
⑨	滋賀県内に事業所等があることを証する書類 【例】確定申告書等	○
⑩	誓約書	○

【支給対象外】

以下に該当する事業者については、本事業の支給対象外となります。

- ・滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第4条第2項各号に該当する事業者
 - ・県税およびこれに付随する延滞金等を滞納している事業者
 - ・事業収入が寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、営業外収益によって得られた収入のみの事業者
- 等